



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年9月14日火曜日 第1592号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正..... | 941 |
| 振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正..... | 941 |
| 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）..... | 941 |
| 土地改良事業の計画の変更の認可..... | 941 |
| 村営土地改良事業の施行の同意（2件）..... | 942 |
| 町営土地改良事業の施行の同意..... | 942 |
| 同意の成立（特定養殖共済）..... | 942 |
| 愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（3件）..... | 942 |
| 道路の区域変更（県道高知伊予三島線）..... | 943 |
| 道路の区域変更（県道今治丹原線）..... | 943 |
| 道路の区域変更（県道関谷今井線）..... | 943 |
| 道路の供用開始（県道新居浜別子山線）..... | 943 |
| 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... | 944 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 944 |
| 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... | 944 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 944 |
| 公共測量の実施の通知..... | 945 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 945 |

公 告

| | |
|--------------------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（4件）..... | 945 |
| 砂利採取業務主任者試験の実施..... | 946 |

任 免 辞 令

| | |
|-------------|-----|
| 杉本 佳久外..... | 946 |
|-------------|-----|

告 示

○愛媛県告示第1930号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第546号）の一部を次のように改正し、平成16年9月21日から施行する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

「周桑郡小松町（別添第9図のうち指定地域の範囲の表中 周桑郡丹原町（別添第10図のうち温泉郡重信町（別添第11図のうち、着色した部分） 「東温市（別添第9図のうち、着色した部分） を 周桑郡小松町（別添第10図のうち、着色した部分）」 周桑郡丹原町（別添第11図のうち、着色した部分） に改める。
着色した部分）」

別添第9図から第11図までを次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1931号

振動規制法の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第550号）の一部を次のように改正し、平成16年9月21日から施行する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

「周桑郡小松町（別添第7図のうち指定地域の範囲の表中 周桑郡丹原町（別添第8図のうち温泉郡重信町（別添第9図のうち、着色した部分） 「東温市（別添第7図のうち、着色した部分） を 周桑郡小松町（別添第8図のうち、着色した部分）」 周桑郡丹原町（別添第9図のうち、着色した部分） に改める。
着色した部分）」

別添第7図から第9図までを次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・荷内地区）の施行を平成16年9月1日認可した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市飯岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・早川地区）の施行を平成16年9月1日認可した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・伊州子地区）の計画の変更を平成16年9月1日認可した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門口地区）の施行に平成16年9月1日同意した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々瀬下地区）の施行に平成16年9月1日同意した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大間地区）の施行に平成16年9月1日同意した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1938号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

のり等養殖業（のり養殖業）

| |
|--------|
| 加 入 区 |
| 弓削町加入区 |

○愛媛県告示第1939号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 河 川 名 | 区 域 |
|-------------|---|
| 支流 ヲフノ奥川 | 右岸 伊予郡双海町大字串乙 512 番地先から同町 大字串甲 646 番地先まで |
| | 左岸 伊予郡双海町大字串乙 474 番地先から同町 大字串甲1028番地先まで |

○愛媛県告示第1940号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 河 川 名 | 区 域 |
|------------|--|
| 幹流 大僧都川 | 右岸 西予市明浜町高山字松ヶ尾甲 408 番地先から 同市明浜町高山字大僧都甲 587 番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字松ヶ尾甲 408 番地先から 同市明浜町高山字大僧都甲 326 番地先まで |
| 幹流 東川 | 右岸 西予市明浜町高山字大駄馬甲1709番地先から 同市明浜町高山字川西甲1472番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字大駄馬甲1710番地先から 同市明浜町高山字川東甲1364番地先まで |
| 支流 中滝川 | 右岸 西予市明浜町高山字中滝甲 847 番地先から 同市明浜町高山字上川原甲1418番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字中滝甲 846 番地先から 同市明浜町高山字上川原甲1272番地先まで |
| 小支流 影平川 | 右岸 西予市明浜町高山字萩原甲1114番地先から 同市明浜町高山字上川原甲1273番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字萩原甲1111番地先から 同市明浜町高山字上川原甲1280番地先まで |
| 幹流 西川 | 右岸 西予市明浜町高山字コブテ甲2316番地先から 同市明浜町高山字大西甲3321番 5 地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字コブテ甲2316番地先から 同市明浜町高山字大西甲3323番 2 地先まで |
| 支流 涼崎川 | 右岸 西予市明浜町高山字涼崎甲2223番地先から 同市明浜町高山字尻無甲2285番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字涼崎甲2247番地先から 同市明浜町高山字大河内東甲2223番地先まで |
| 支流 大河内川 | 右岸 西予市明浜町高山字峠甲2277番地先から同 市明浜町高山字クシビキ甲3253番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字峠甲2230番地先から同 市明浜町高山字坂本甲2470番地先まで |
| 支流 坂本川 | 右岸 西予市明浜町高山字マサカリドウ甲2553番 地先から同市明浜町高山字クシビキ甲3253 番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字マサカリドウ甲2552番 地先から同市明浜町高山字坂本甲2470番地 先まで |
| 小支流 中川 | 右岸 西予市明浜町高山字中川甲2664番地先から 同市明浜町高山字中川甲2641番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字中川甲2664番地先から 同市明浜町高山字駄馬甲2637番地先まで |
| 支流 西河内川 | 右岸 西予市明浜町高山字西河内甲3096番地先から 同市明浜町高山字西河内甲3084番地先まで |
| | 左岸 西予市明浜町高山字西河内甲3095番地先から 同市明浜町高山字西河内甲3080番地先まで |

○愛媛県告示第1941号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 河 川 名 | 区 域 |
|-----------|---|
| 幹流 河原川 | 右岸 西予市明浜町狩浜字コガクラ 2 番耕地1717 番地先から同市明浜町狩浜字大狩浜 2 番耕 |

| | | | |
|----|---|----|---|
| | 地2087番地先まで 左岸 西予市明浜町狩浜字コガクラ 2 番耕地1714 番地先から同市明浜町狩浜字大狩浜 2 番耕 地1320番地先まで | 南川 | 46番地先から同市明浜町狩浜字下南 3 番耕 地1413番地先まで 左岸 西予市明浜町狩浜字馬コロバシ 3 番耕地 6 49番地先から同市明浜町狩浜字陰居の浜 3 番耕地 216 番地先まで |
| 幹流 | 右岸 西予市明浜町狩浜字馬コロバシ 3 番耕地 6 | | |

○愛媛県告示第1942号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|--------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 高知伊予三島線 | 新居浜市別子山字瓜生野乙638番 6 | 旧 | メートル 3.6 ~ 3.8 | キロメートル 0.025 | |
| | | | 新 | 8.2 ~ 9.6 | 0.025 | |

○愛媛県告示第1943号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 今治丹原線 | 東予市旦之上甲1305番 4 から 同市旦之上甲758番 1 地先まで | 旧 | メートル 7.4 ~ 15.5 | キロメートル 0.238 | |
| | | | 新 | 10.2 ~ 15.6 | 0.235 | |

○愛媛県告示第1944号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------------|----------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 関谷今井線 | 周桑郡丹原町大字田滝乙 1 番 1 から 同大字乙 1 番 8 まで | 旧 | メートル 8.6 ~ 11.0 | キロメートル 0.077 | |
| | | | 新 | 9.0 ~ 25.6 | 0.077 | |

○愛媛県告示第1945号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|---------------------|-------------|
| 県 道 | 新居浜別子山線 | 新居浜市別子山字筏津乙500番47地先 | 平成16年 9月14日 |

○愛媛県告示第1946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|-----------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 高茂岬船越線 | 南宇和郡西海町樽見119番2から 同町樽見64番地先まで | 旧 | メートル 5.8～9.5 | キロメートル 0.100 | |
| | | | 新 | 7.0～25.0 | 0.099 | |
| " | " | 南宇和郡西海町下久家909番2から 同町下久家875番7まで | 旧 | 8.0～23.0 | 0.115 | |
| | | | 新 | 14.5～29.5 | 0.111 | |

○愛媛県告示第1947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-----------------------------------|------------|
| 県 道 | 高茂岬船越線 | 南宇和郡西海町樽見119番2から 同町樽見64番地先まで | 平成16年9月14日 |
| " | " | 南宇和郡西海町下久家909番2から 同町下久家875番7まで | " |

○愛媛県告示第1948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|-------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 高茂岬船越線 | 南宇和郡西海町小成川386番地先から 同町小成川381番地先まで | 旧 | メートル 4.6～5.0 | キロメートル 0.066 | |
| | | | 新 | 10.6～12.0 | 0.066 | |

○愛媛県告示第1949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-------------------------------------|------------|
| 県 道 | 高茂岬船越線 | 南宇和郡西海町小成川386番地先から 同町小成川381番地先まで | 平成16年9月14日 |

○愛媛県告示第1950号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間 平成16年9月14日から
平成17年3月31日まで
- 3 作業地域 松山市、新居浜市

○愛媛県告示第1951号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------------------|---------------------------|--|
| 15八局大土（開）第730-4号の4 平成16年8月31日 | 大洲市東若宮18番5、18番6及び18番7 | 愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号 ユーエフジェイセントラルリース株式会社 代表取締役 田中一好 |
| 16松局伊土検（開）第29号 平成16年9月1日 | 伊予市稲荷字池ノ内甲78番1 | 伊予市下吾川356番地15 福井克憲 |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-----------|--------------------|--------|----------------------|--|
| 平成16年9月6日 | 特定非営利活動法人 今人倶楽部 | 吉原 敦 | 愛媛県四国中央市土居町小林1785番地1 | この法人は、障がいを持ち助力を必要としている者が、社会的な各種サービスを利用することにより、自らの尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、その能力に応じて、人生を有意義に楽しむことができるよう、又同年齢の多くの人々が送る地域生活と同様の生活が行えるよう支援することを通じて、公益に寄与することを目的とする。 |

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|----------------------|--------|-------------------|--|
| 平成16年8月31日 | 特定非営利活動法人 東洋歯学友好会 | 村瀬 隆夫 | 愛媛県今治市郷本町三丁目2番10号 | この法人は、ベトナム社会主義共和国における貧困のために歯科治療を受けられない、いわゆる清貧患者を対象とした無償歯科医療をめざすS A P P 歯科計画に対する活動支援、技術援助、器材援助および経済援助をすることにより世界平和に寄与することを目的とする。 |

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-----------|-------------------------------|---------|--------------------------------------|---|
| 平成16年9月3日 | 特定非営利活動法人 福祉と環境を共に考えるこころの杖 | 黒 川 高十郎 | 愛媛県松山市南吉田町2821番地 4号 ビズ・ポートA - 205 | この法人は、不特定多数の高齢者や障害者に対して、安全対策の推進及び転倒防止に関する正しい知識や情報の提供等、福祉と住環境整備に関する事業を行い、公共の福祉の啓蒙、増進に寄与することを目的とする。 |

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|-------------------------------|---------|---------------------|---|
| 平成16年8月30日 | 特定非営利活動法人 野菜を食べよう地場農産物推進協会 | 富 田 敬 二 | 愛媛県松山市本町六丁目4番地 6 | この法人は、不特定多数の人々に対して、日々の食事を支える農産物、特に中小規模の地場産地によって供給される地場農産物の生産及び消費のPR交流活動等を行い、消費者に食の安全を提供するとともに、農業の活性化と農のあるまちづくりを次代へ継承していくことを目的とする。 |

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成16年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成16年9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第2別館5階第5会議室）
- 試験の日時
平成16年11月12日（金）10時
- 受験願書の提出期間
平成16年10月12日（火）から21日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

任 免 辞 令

○任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員 杉 本 佳 久

願により本職を免ずる

7月1日

有 森 勸

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）1級を命ずる

技師を命ずる

愛媛整肢療護園勤務を命ずる

7月20日

愛媛県事務吏員 小 谷 知 也

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

8月1日

神 保 一 徳

愛媛県事務吏員に任命する

行政職3級を命ずる

主事を命ずる

総務部新行政推進局市町村課勤務を命ずる

8月20日

愛媛県事務吏員 山 上 照 雄

願により本職を免ずる

8月31日

愛媛県公立学校教員 田 尻 后 子

願により本職を免ずる